

ファイナンシャル・インクルージョン研究会文献紹介

ミャンマーのファイナンシャル・インクルージョンとマイクロファイナンスを巡る状況

最近発行された文献要旨

2015年11月01日

八木正典

本文献紹介資料について

この資料は以下の文献から注目される点を整理したものです。

(引用文献)

- CGAP Blog: [Eric Duflos](#), “Low Financial Inclusion, High Cash Usage in Myanmar”, 22 April 2015

<http://www.cgap.org/blog/low-financial-inclusion-high-cash-usage-myanmar-1>

- Giz: “Myanmar’s Financial Sector A Challenging Environment for Banks ”(Updated Version), February 2015

<https://www.giz.de/en/downloads/giz2015-en-myanmar-financial-sector.pdf>

- LIFT: “Wholesale Microfinance Support Facility: Myanmar” 11/11/2013

http://lift-fund.org/Publications/Wholesale_Microfinance_Support_Facility.pdf

- CGAP/IFC: “Microfinance in Myanmar Sector Assessment” Jan., 2013

<http://www.cgap.org/sites/default/files/Microfinance%20in%20Myanmar%20Sector%20Assessment.pdf>

- Making Access Possible MAP Myanmar Financial Inclusion Roadmap 2014-2020

http://www.unCDF.org/sites/default/files/Documents/myanmar_fi_roadmap.pdf

- The Microfinance Law(The Pyidaungsu Hluttaw Law No.13)

The 5th Waxing Day of Nadaw, 1373 M.E.(30th, November, 2011)

<https://www.google.co.jp/#q=unCDF+myanmar+microfinance+law>

ミャンマー・金融アクセスを巡る状況

ミャンマーは金融包摂の後進国

1. 大人の23%のみ正式な金融機関に口座保有
(参考) 中国79%、タイ77%、アジア太平洋全体69%
2. 女性の17%、貧困層の16%のみ口座保有
3. 口座保有者の取引頻度：月3回以上 11%
(参考) 中国、タイは50%以上
4. 正式な金融機関での貯蓄：大人の12%
(参考) 老後に備えての貯蓄は大人の5%
5. 口座からの支払い実績：2%
(参考) フィリピン14%、インドネシア16%
6. 給与労働者の割合と給与受け取り：全勤労働者の24%のみが給与労働者。電信振込みは0%
(参考) マレーシアは、23%電信振込み

ミャンマーにおける金融包摂のための戦略・政策

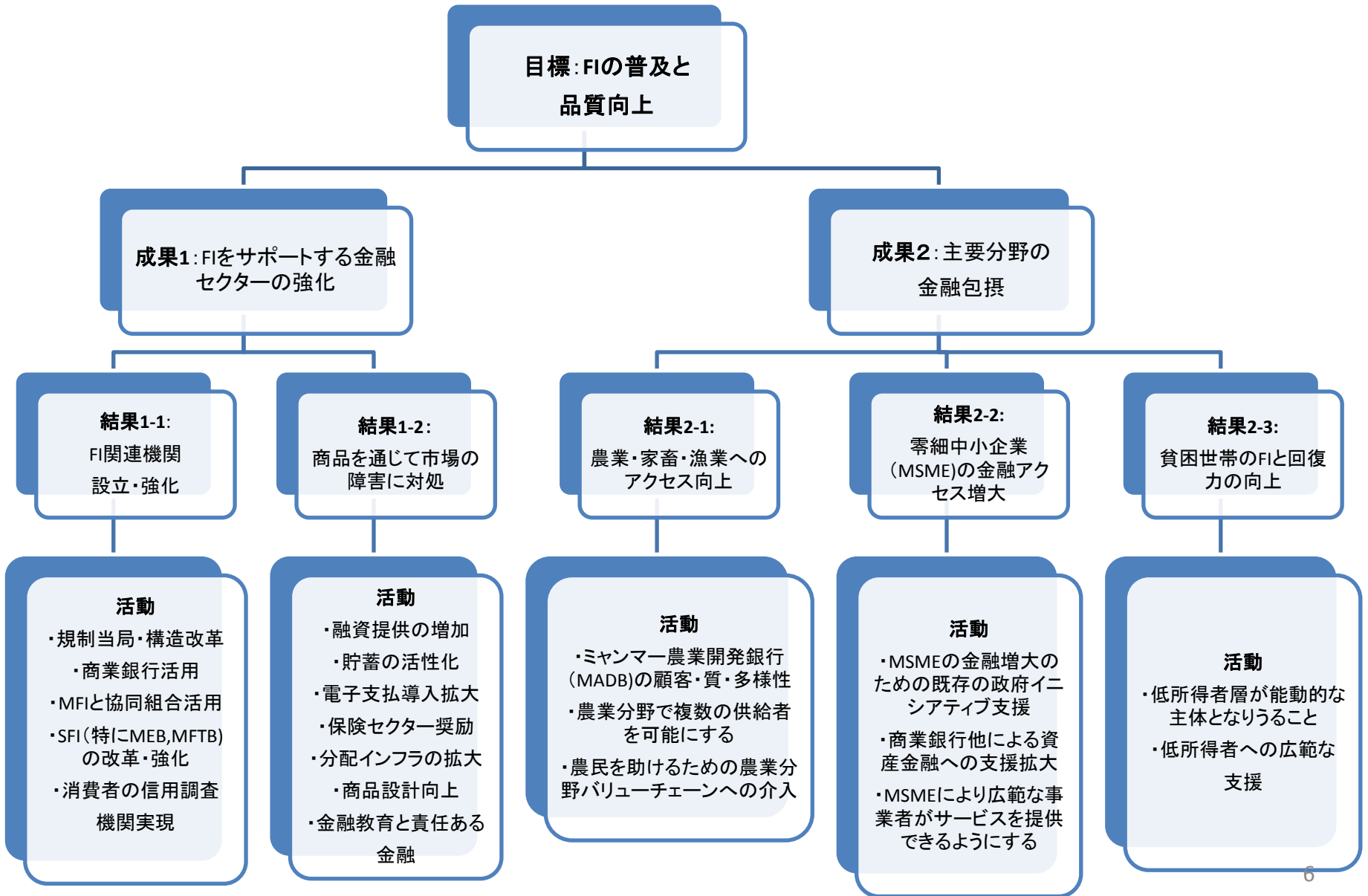
- ミャンマーでは、United Nations Capital Development Fund (UNCDF) と Livelihoods and Food Securities Trust Fund (LIFT) の支援で、市場経済化を目指す金融包摂を実現するための Making Access Possible (MAP) と称する2014年～2020年に向けての金融包摂のロードマップを示すためのミャンマー・プロジェクトが「開始されており、2013年1月ミャンマー大統領によって承認された。
- G-20の金融包摂にかかる定義は、「すべての成人労働者が、融資、貯蓄、支払、保険商品につき、公式機関に効果的なアクセスを有する」、とされる。「効果的」とは、顧客に対しては、手頃な値段で便利で責任ある金融サービスを提供すること。一方、事業者にとっては、持続性を確保すること。
- 本ミャンマー・プログラムの目標は、①金融包摂の比率を2014年の30%から2020年の40%まで増加させること、複数の商品を利用する成人の比率を、同じく6%から15%に高めること。
- ミャンマーにおける金融包摂の目標は、①金融セクターが金融包摂をサポートできるよう強化すること、②経済成長を促し、貧困を緩和するため、政府は、農業従事者、零細中小企業と低所得世帯に特に焦点をあてること。

MAPで確認されたミャンマーにおけるファイナンシャル・インクルージョンの障害

- 新たにめまぐるしく変化する投資環境
- 急激に変化する法規制
- 現金(キャッシュ)至上主義
- 適切な機関・インフラの欠如
- 文書ベースの銀行・支払いシステム
- 熟練性の欠如
- 不適切で、不十分な商品とサービス
- 資金不足
- ビジネス・モデルの限界と文化
- 農村に提供する持続的ビジネスモデルの欠如

ファイナンシャル・インクルージョン(FI)達成に向けての目標とログフレーム

出所 MAP Myanmar Financial Inclusion Roadmap 2014-2020



ミャンマーマイクロファイナンスを巡る状況(その1)

- ミャンマーでは、**2011年11月MF法を施行**。MFは貧困削減の手段ととらえられており、**サービスの対象は草の根の民衆**(grass root people)。
- MFI免許は、内外に開放。免許取得の要件となる最低資産額は大きくなく免許取得のハードルは高くない(通常型約1.47万ドル、貯蓄受入型で約2.94万ドル)。(為替レートは、2014年末の1\$ = 1020MMK)
- 免許を付与されたMFIの数は急速に増加(15年8月現在**251**)。但し、生き残れるのは1/5程度とみられており、MFIの持続性確保が課題。
- MFの監督当局は、大統領府直轄のMF監督委員会(MSC)と財政・歳入省の金融規制局**FRD**(前身はMMSE。2014年9月機構改正)。監督機関の組織・スタッフの能力強化が焦眉の急であり、世銀等が能力構築支援に乗り出している。
- MFIは、融資、貯蓄、送金、保険、内外からの借入ほかが理論上可能。但し、中心は融資。インフレ率が高く、貯蓄のインセンティブは乏しく、預金者の保護のための法整備も不十分。

出所: LIFT: “Wholesale Microfinance Support Facility: Myanmar” 11/11/2013、FRDホームページ

MAP Myanmar Financial Inclusion Roadmap 2014-2020、The Microfinance Law(The Pyidaungsu Hluttaw Law No.13)ほか

ミャンマーマイクロファイナンスを巡る状況(その2)

- MFサービス金利には制限あり(融資金利上限は年利**30%**、月利2.5%。預金金利下限は年利**15%**(参考:商業銀行の最低金利は**8%**)、月利1.25%。銀行金利は中銀が上限下限設定)。最低預金金利と最高融資金利の差は小さいため、**預金受入型のMFIの経営は容易でない**。労働集約的で管理コストの大きいMFIの持続性を如何に確保し、規模を拡大していくかが、ミャンマーにおけるMF産業発展のための大きな課題。
- 1件あたりの貸付上限額が、0.5百万MMK(約490ドル)から5百万MMK(約4,900ドル)に拡大(2014年10月より)
- 不十分な情報ながら、ミャンマーにおけるMF顧客は280万人、融資残高は118百万ドル(2013年10月MMSE報告)。また、LIFT(ドナーグループ)は、ミャンマーにおけるマイクロクレジットへのニーズは10億ドルに達するとみている。

ミャンマー・マイクロファイナンス事業法ポイント

(2011年11月発効、2014年9月一部改正)

1. MF法における定義: MFとは以下のサービスを提供すること。

①草の根の民衆に対する小規模クレジット(注)、②民衆からの預金受け入れ、③送金、④保険事業、⑤内外からの借り入れ、⑤その他の金融活動。

(注)融資対象は、あくまで個人で、小規模企業は対象とされていない。

2. MF機関(MFI)とは: 自己資金、寄付、贈与を受けて設置された内外の機関(注: NGOを含む)、合弁会社、企業、協同組合、銀行、ノンバンキング金融機関で、**草の根の民衆の貧困を削減し、社会経済生活を向上させるためにMF事業を実施するために営業免許を取得したもの。**

(参考)関連の定義(出所: マクロファイナンス法英訳より)

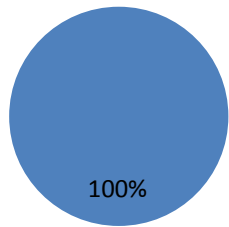
- micro creditとは: 担保なしで、草の根の民衆の貧困削減のために提供される融資(ローン)
- grass root peopleとは: 低所得の農民、労働者、行商人等の民衆

3. 監督官庁: この法律の下で、政府によって設置されるMF事業監督委員会(MSC: Microfinance Supervisory Committee)とその下で、地方域政府、州政府、首都評議会によって設置されるMF事業開発作業委員会(Microfinance Development Working Committee)、政府財政歳入省のもとに設置されるミャンマーMF監督機関(金融規制局Financial Regulatory Department :FRD が2014年9月1日、前身のMMSE: Myanmar Microfinance Supervisory Enterpriseから法改正により、業務を引き継いだ)が監督行政の中心的な機関。なお、MSCの委員長は、財政歳入大臣。

4. MF営業免許(license to operate): この法律の下で、MFIがMF事業を行うために付与される免許で、発行者はMSC。申請窓口は作業委員会で、審査プロセスには、FRDがかかわる。免許には、非預金型MFと預金型の2種類があり、前者は最低15百万MMK(約1.47万ドル)、預金型MFIは最低30百万MMK(約2.94万ドル)の資産を所有することとなっている。 出所: The Microfinance Law(The Pyidaungsu Hluttaw Law No.13) 9

ミャンマー-MFI免許付与の推移(その1)

国際NGO (PACT UNDPのみ)

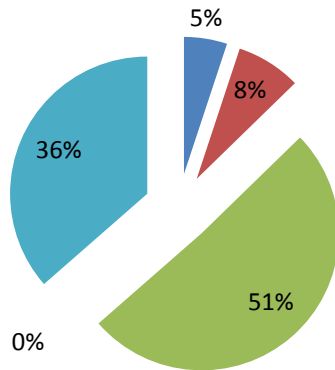


■ 2011年11
月前

(参考)2011年11月のMF法施行前
にも、小規模融資は実施されてい
たが、MFIの法的資格を有していた
のはPACT UNDPのみ

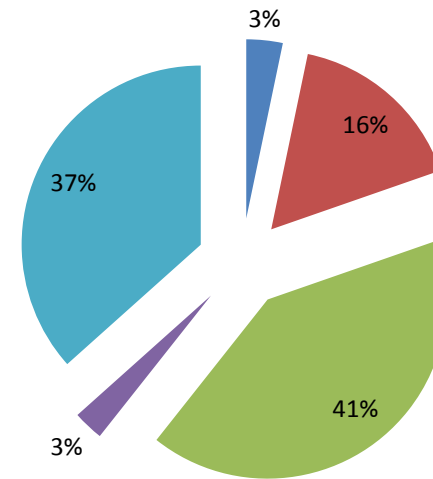


2012年11月(118MFI)



■ 国際NGO
■ 現地NGO
■ 協同組合
■ 国際企業
■ 現地企業

2013年9月(166MFI)



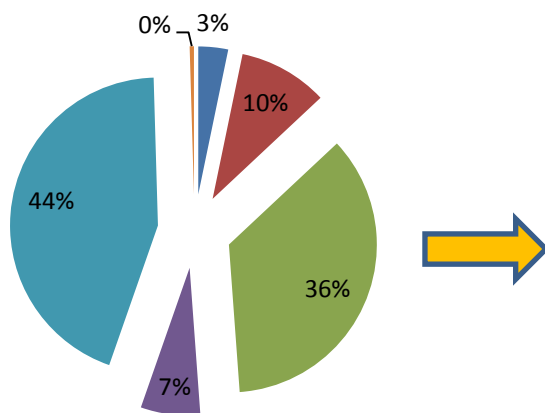
■ 国際NGO
■ 現地NGO
■ 協同組合
■ 国際企業
■ 現地企業

出所: LIFT“Wholesale Microfinance Support
Facility: Myanmar” 11/11/2013
CGAP/IFC “Microfinance in Myanmar
Sector Assessment” Jan.,2013

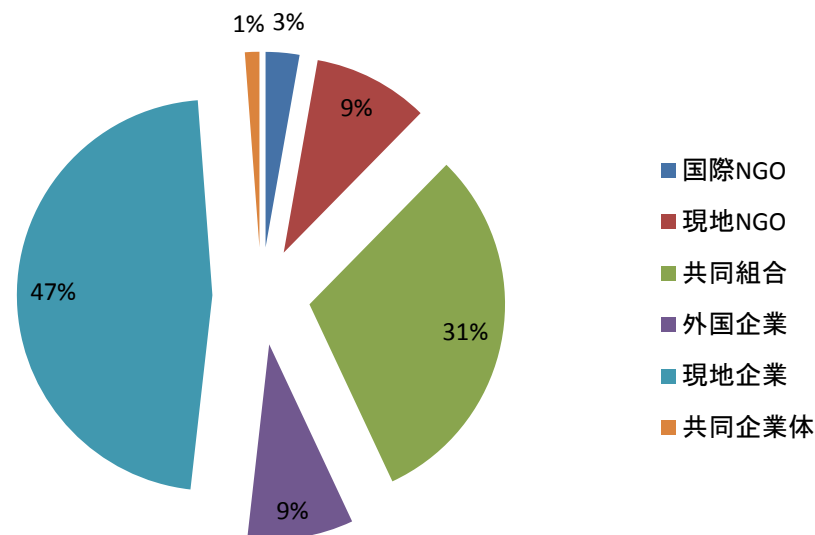
ミャンマーMFI免許付与の推移(その2)

外国企業、現地企業数が増加、現地NGOは減少

2014年10月(215MFI)



2015年8月(251MFI)

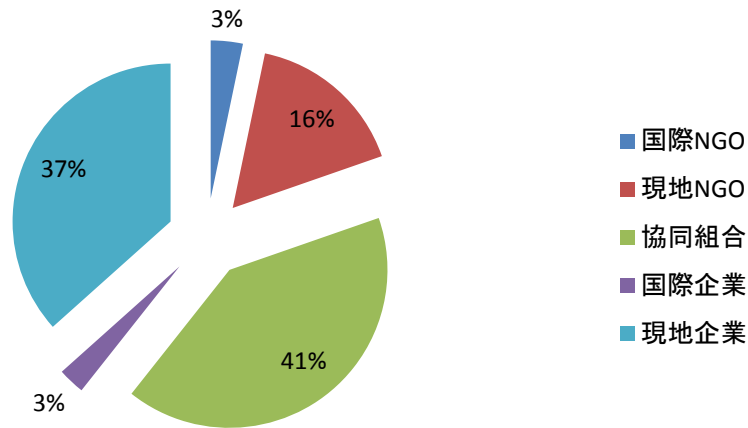


出所: LIFT“Wholesale Microfinance Support Facility: Myanmar” 11/11/2013
 Giz:“Myanmar’s Financial Sector A Challenging Environment for Banks”(Updated Version), February 2015
 Financial Regulatory Dep., MoF ホームページ

年月	国際NGO	現地NGO	共同組合	外国企業	現地企業	共同企業体
2015年8月	7	24	77	22	118	3
2014年10月	7	21	77	14	95	1
2013年9月	6	30	75	5	67	0

MFI免許付与先は多様化、しかし顧客数では 国際NGOが圧倒

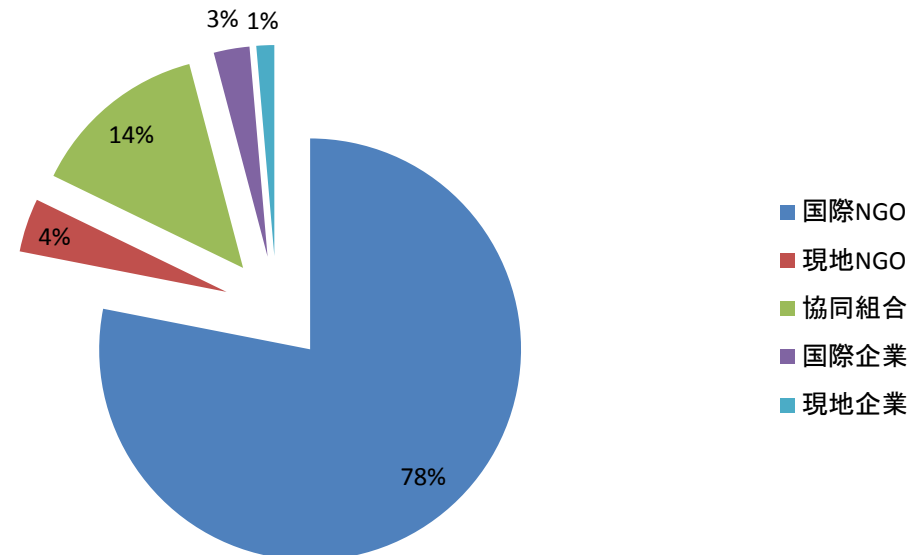
2013年9月(166MFI)



顧客数は145万人へ
2015年8月現在



2013年9月(顧客73万人)



出所: LIFT“Wholesale Microfinance Support
Facility: Myanmar” 11/11/2013
CGAP/IFC “Microfinance in Myanmar
Sector Assessment” Jan.,2013

ミャンマー・マイクロファイナンスを取り巻く課題

1. 規模拡大を目指すMFIにとっての資金不足

- ① 現地MFIは、外国や商業銀行からの借り入れが禁止されており、国営銀行Myanmar Economic Bankからのみの借り入れが可能。
- ② 外国MFIは、国内借り入れができず、外国から借りるしかなく、その場合も、ドルで8%、MMKで10%以下でなければミャンマー中央銀行の許可が下りない。外国からの資金調達が極めて困難（Acleda Myanmar コメント）。

2. MFIの貸付通貨：貸付の通貨は、外貨が認められていないため、MFIは為替リスクを考慮すると、外貨での資金調達に積極的になれない。

3. 貯蓄受入型のMFIの経営困難：MFIは貯蓄の拡大によって、財務基盤を強化することが望まれるが、貯蓄最低金利と貸付最大金利の差が最大で15%しかないため、貯蓄を拡大して、融資規模も拡大するというインセンティブに欠ける。

4. 金融サービスの多様化：マイクロ保険は開始されていない。

今後の見通し: 運営の自立性を達成できるのは、 免許を付与されたMFIのうち1/5程度(30~40)

(必要と考えられる対策)

貯蓄を小規模融資の原資とする(インフレの影響もあり、貯蓄が信頼されず十分機能していない)

- 預金型MFIの免許の要件としてクリアすべき資産額を高くする
- 優秀な人材を確保する(スタッフの給与水準が上昇)
- 金融への無知を解消する(簿記、会計報告の作成、計算方法等)
- 運転資金を段階的にグラント(現在は、多くのMFIがグラントやドナーの支援に頼っている)から譲許的条件のローン、さらには商業ローンが利用できるように底上げしていく
- 中間支援機関を整備し、発展途上のMFIを支援する
- MFIへの貸出金利(年利30%)の上限を引き上げるか、柔軟性をもたせる
- 運営管理コスト節約型のテクノロジーの普及を進める(情報管理ソフト・システムの導入、モバイル・バンキングの導入等)

ミャンマーMFの現状に関する評価

LIFT“Wholesale Microfinance Support Facility: Myanmar” 11/11/2013

- A: リスクなし、判断に足る十分な材料、積極的
- B: 多少のリスクはあるものの、判断に足る十分な材料、積極的なトレンド
- C: リスクあり、但し明確なサインなし
- D: 強いリスク、判断に足る要素は不十分、消極的なトレンド
- E: 重大なリスクあり、判断を覆す要素なし、消極的

◆ E、Dの評価は、今後、改善が強く求められている要素

◆ 情報管理システム、貯蓄の活用、中間支援機関の設置、MFIに貯蓄や外部からの融資の活用を促す法規制の緩和等が強く求められている

MFサービスのニーズと供給

項目	スコア
1.1.融資への需要が、農村部における供給より大きい	A
1.2.融資への需要が、都市部における供給より大きい	B
1.3.過剰債務のリスクが小さい	E (リスク大)
1.4.顧客の金融知識の水準が高い	E (金融知識低い)
1.5.債務不履行のリスクが小さい	E (リスク大)

●現在のミャンマーMFIは、贈与かドナーの支援に頼っており、商業銀行からの融資にアクセスしていない。今後3年ぐらいの期間では、商業ローンの利用はありそうではない。
(参考:現地MFIは、外国、及び商業銀行からの融資が現在禁じられている)

資金を活用できる質の高いMFIが普及するために必要とされる条件

項目	スコア
2.1.MFIの数	C
2.2.PAR (Portfolio at Risk) は許容可能な範囲内であるか	A
2.3.収益率 (Financial Self-Sufficiency : FSSが100%以上であるか)	C
2.4.国際 (CGAP) 標準ベンチマーク (格付け)	E (国際標準格付けなし)
2.5.利用可能な情報管理システム	E (システム利用不可)
2.6.運用のための最小規模 (5000顧客以上)	B
2.7.現在債務受け入れが可能か (借款が認められるか)	C
2.8.借款に対する明確なニーズ (成長・ビジネスプラン)	B

●ミャンマーのMFIは、インフォーマル・準公式セクター、銀行、協同組合、NGOs、特別農業開発会社、政府機関に6分類される。

●2011年11月のMF法施行以来、2013年9月現在166の免許が付与された(6国際NGO、30国内NGO、75協同組合、5国際企業、67国内企業)。登録されたMFIは、73万人の顧客にサービスを提供。(2015年8月現在では、251の機関に免許が付与された)

出所 LIFT“Wholesale Microfinance Support Facility: Myanmar” 11/11/2013

中間支援のための資金ギャップ

項目	スコア
3.1.現在の中間資金供給はニーズに合致しているか	E (ニーズに合わず)
3.2.ドナーからの運営赤字補てん、リスク緩和のための贈与の活用	D
3.3.外国人投資家の受け入れ可否(内貨建て借入)	B
3.4.流動資産としての貯蓄の活用	E (活用されず)

●CCS(Central Cooperative Society)は、MFI免許を取得した協同組合に対してMFIのシード資金、スタッフ3名、監査・運営の技術支援、返済が完了した際の追加的・より多額のローンを提供。

●最近創設されたミャンマーMF銀行(MMB)は、MFIに対して譲許的利率で融資を行う銀行として発展することが期待されている。協同組合銀行は、MMBへの資金提供者として期待されている。

●国営のミャンマー経済銀行(MEB)は自身では、MFに積極的ではないが、中央銀行に承認され、担保要件が認められれば、MFIへの貸付を検討する旨表明。

(参考:現地MFIは、現在、MEBのみから融資を受けることができる)

出所 LIFT“Wholesale Microfinance Support Facility: Myanmar” 11/11/2013

実務遂行に寄与する規制・監督政策

項目	スコア
4.1.MFIの規制枠組みは、預金確保、借入に積極的であるか	E (消極的)
4.2.質の高い透明性のある監督が行われているか	E (透明性低い)
4.3.金利設定における柔軟性	E (柔軟性なし)
4.4.担保要件、徴税の透明性	D
4.5.銀行とノンバンク金融会社の間で現場の活動の公平性は図られているか	D

- 現在の法的枠組みは、MFIが貯蓄を活用した成長戦略をとることを助けていない。
- MMSEは、MFIへの監督機関としての役割遂行を改善しているものの、能力構築プロセスを一層進める必要がある。(参考:MMSEは、2014年9月FRDに改編)
- MFIにとって、債務引き受け(ローンの活用)は承認ベースでほとんど実績がない。しかし、最近国際NGOであるProximityへの最初の融資が承認された。
- 国内の銀行は200%の担保を要求するため、MFIが国内銀行の商業ローンを活用することは当面考えられない。

金融部門発展に求められる環境整備

項目	スコア
5.1.中間融資構造を可能にするための質の高いスタッフとガバナンス	E (質ガバナンス低い)
5.2.個人信用情報機関のサービスが利用可能か	E (利用できず)
5.3.格付け・監査サービスが可能か	E (不可)
5.4.融資・事務管理スタッフの能力構築、大学、訓練機関が利用可能か	D
5.5.法律面ならびにビジネス開発分野でのサービスが利用可能か	D

- ミャンマーの金融セクターでは、あらゆるレベルで質の高いスタッフが緊急に必要とされている。
- MFI管理のための学問的、職業訓練的に利用可能な教育コースはない
- ITやモバイル技術の活用により、支店なしバンキングが普及する可能性がある。
(参考:Findex調査によれば、ミャンマーの給与労働者は現金でのみ給与を受けており、ITやモバイル・バンキングの普及が金融包摂に大きな影響を与えるとみられる)

調査に協力した関係機関

1. 規制・監督者

- ・ミャンマー中銀 (Central Bank of Myanmar)
- ・MF監督機関 (Microfinance Supervisory Enterprise : ミャンマーを加えてMMSEと表記(現FRD)。MFIの免許・監督の中心的な政府機関)

2. 銀行

- ・ベトナム投資開発銀行 (Bank for Investment and Development of Vietnam)
- ・ミャンマー農業開発銀行 (Myanmar Agriculture Development Bank : MADB)
- ・ミャンマー産業開発銀行 (Myanmar Industry Development Bank : MIDB)
- ・ヨーマ銀行 (Yoma Bank)
- ・ミャンマー・オリエンタル銀行 (Myanmar Oriental Bank)
- ・協同組合銀行 (Cooperatives Bank)

3. MFIおよび協同組合

- ・CARD (カード : フィリピン最大のMFI)
- ・中央協同組合協会および金融協同組合 (Central Cooperative Society and Financial Cooperative Union)
- ・GRET NGO (Groupe de Recherche et d'Echanges Technologiques : 1976年仏で創設された国際NGO)
- ・ミャンマーコメ生産協会/特別農業金融会社 (Myanmar Rice Association/Specialized Agriculture Finance Companies)
- ・PACT (Partner Agencies Collaborating Together)
- ・Proximity (米国を本拠とする国際NGO)
- ・Planet Finance (プラネット・ファイナンス)
- ・Save the Children (セーブ・ザ・チルドレン)
- ・World Vision (ワールド・ビジョン)

4. ドナー、国内・国際金融機関ほか

- ・市場専門家 (Market experts)
- ・UNCDF (国連資本開発基金)
- ・UNDP (国連開発計画)
- ・UNOPS (国連プロジェクトサービス機関) — LIFT (the Livelihoods and Food Security Trust Fund) (10のドナーで設置)
- ・USAID (米国援助庁)
- ・WB (世銀)

MFIの登録・免許について

- 1か所で営業する場合は、各地のMF事業開発作業委員会(MDWC)に申請を提出。
- 複数で営業する場合は、MF事業監督委員会(MSC)に申請を提出。
- 国際NGO、現地NGOは自治省に登録。NGOは、登録を了しないと免許申請できない。
- 共同組合は、共同組合省に登録。
- 現地企業・外国企業は投資・企業長官に登録
- 外国企業がMFビジネス申請を行う場合は、財務省から「異議なし」を受けないといけない
- 組織の長の詳細なプロフィール、3年間のビジネス計画書、支払資本の出所を明らかにする必要がある。

マイクロファイナンス営業免許申請に必要な事項

1. 基本定款を用意すること
2. 組織内に経営委員会を設けること
3. 払込資本を現金で用意し、FRD(MMSE改め)の指定口座に預託すること
4. 以下の調査資料を申請にあたって提出すること
 - ①MF業務を実施する場所、市場、コミュニティの関心度
 - ②必要な金融資産と獲得方法
 - ③MF実施により期待される恩恵とそれを管理するためのアレンジメント
 - ④運営能力と技能
 - ⑤実施を希望するMF業務のタイプ

終わりに(今後の注目点)

今後のミャンマーMFIに関する筆者注目点次のとおり。

1. 数倍から10倍といわれるミャンマーMFの需給ギャップをどのように解消するのか
2. MFIはさまざまな規制の下で、どのようにすれば払込資本規模を拡大し、マイクロクレジット拡大への期待に応えることができるのか。
3. 他の途上国では、MFサービスの中でも、とくに貯蓄が注目されているが、ミャンマーで貯蓄を拡大するには如何なる方法が有効なのか。
4. マイクロ保険等他のサービス開始の障害は何か。
5. カンボジアのAcledaやバングラデシュのBRAC等有力な外国MFI・銀行が進出してきている(特に、BRACは、2018年までに現在の事務所12か所を10倍の120か所にすると、極めて意欲的な計画を有している)が、外国機関の進出は国内のMFIの発展に如何なる影響を及ぼすのか。国内MFIを育成するには如何なる政策が求められるのか。(了)